

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

目次

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件	……………	735 頁
第 1 事実経過	……………	735 頁
第 2 各種文書など	……………	738 頁
第 3 宿泊拒否事件関係新聞報道の記事見出一覧	……………	740 頁
第 4 社会の動きなど	……………	748 頁
第 5 考察	……………	750 頁
第 6 検証会議からの意見照会に対する回答	……………	757 頁
一 法務省人権擁護局長の回答(平成 16 年 11 月 9 日)		
二 熊本県知事の回答(平成 16 年 11 月 11 日)		
第 7 再発防止	……………	759 頁
一 より一層の啓発活動を		
二 人権救済制度の必要性		

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

第1 事実経過

<2003年>

- 9月17日 熊本県、「ふるさと訪問里帰り事業」として、「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」に菊池恵楓園入所者22人の宿泊を予約
- 11月07日 県、ホテルにFAXで宿泊者名簿を送付し、宿泊予定者がハンセン病療養所入所者であることを伝達
- 11月13日 ホテル、ハンセン病元患者であることを理由に宿泊拒否を県に伝達
- 11月14日 県職員、本社のアイスターに出向き、知事名の申入書を提出するが、宿泊拒否の回答を受ける
- 11月15日 県、恵楓園にホテル宿泊拒否について報告
- 11月17日 ふるさと訪問事業参加者に宿泊ホテル変更を説明
入所者自治会、ホテルに出向き抗議するが、ホテル側は宿泊拒否の姿勢を変えず
- 11月18日 熊本県知事、定例記者会見で「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」が恵楓園入所者の宿泊拒否を公表
県、宿泊場所を変更して里帰り事業を実施（一泊）
- 11月20日 ホテル総支配人、恵楓園を訪れ謝罪、自治会は受け入れを拒否
- 11月21日 ホテル側の謝罪を拒否した自治会に抗議の電話と手紙が殺到
熊本地方法務局と県、旅館業法違反でホテルを熊本地検に告発（25日に受理）
南小国町及び黒川温泉観光旅館組合、恵楓園自治会を謝罪訪問
熊本地方法務局、ホテルに人権尊重を勧告
- 11月26日 江田議員、参議院予算委員会において宿泊拒否問題について質問
南小国町および黒川温泉観光旅館組合、アイスター本社に抗議
- 11月27日 恵楓園自治会、配達証明付け抗議文をアイスター本社に郵送
- 11月28日 アイスター本社西山社長が退任し、新社長に江口忠雄（広報室長）が就任
- 11月30日 熊本県宇城保健所、ハンセン病やエイズの理解を訴えて街頭活動
- 12月01日 アイスター江口社長、ホテルで記者会見し、「宿泊拒否は当然の判断」、「予約の際に隠した県に責任がある」と発言
一方で、ホテル側は恵楓園自治会に謝罪、自治会は謝罪文を受け取る
- 12月02日 黒川温泉観光旅館組合、ホテルの除名を決定
熊本県議会本会議で馬場成志議員および松岡徹議員が一般質問
- 12月03日 熊本県議会で堤泰宏議員が一般質問
- 12月04日 江口社長、予約なしで突然恵楓園を訪問、入所者自治会から「宿泊拒否は当然」発言の撤回を求められるが、「言い過ぎだった」との弁明に止まる

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

- 熊本地方法務局長と熊本県人権擁護委員連合会、連名で啓発活動の不十分さを反省し、一層の強化を図ると表明
- 12月05日 江口社長、待労院診療所と鹿児島之星塚敬愛園を訪問し謝罪（以後、奄美、沖縄、宮古、松丘、東北新生園を順次、謝罪行脚）
- 12月08日 「らい予防法」違憲国賠訴訟原告団、アイスターを訪問し、抗議
- 12月09日 熊本地検、江口社長から事情聴取
- 12月11日 「アイスター本社社長が療養所全国行脚」との報道、主張は撤回せず
- 12月15日 全療協、アイスターに出向き、抗議文を提出
アイスター本社、原告団に「回答書」を送付
- 12月19日 江口社長、全療協を訪問し、「回答書」を手渡して全面謝罪し、自社のホーム・ページで「宿泊拒否の判断は間違い。拒否を当然としていたこれまでの見解を訂正し、謝罪する」と掲載すると伝える
- 12月20日 江口社長、恵楓園を訪問し、入所者自治会に謝罪し、和解
全療協、厚生労働省内で記者会見し、「この件は一件落着」との談話を発表
- 12月25日 退所者、支援の会がアイスター本社へ抗議行動
- 12月26日 ハンセン病元患者の宿泊拒否、熊本県政10大ニュースで第7位にランク
<2004年>
- 01月05日 江口社長、ホテルで記者会見、「元患者無条件受け入れ」を表明
- 01月06日 江口社長、恵楓園を訪問（4回目）営業再開と入所者の受け入れを言明
- 01月07日 アイスター・トラベル社の社員、恵楓園を訪問、ホテルの利用と格安ツアーを案内
- 01月08日 熊本県、ハンセン病の啓発番組を制作（KAB熊本朝日放送）
- 01月11日 統一交渉団、全国連絡会議で黒川温泉問題について討議
- 01月14日 ハンセン病問題検証会議、宿泊拒否問題を検証課題として検討することを決定
- 01月15日 統一交渉団、アイスターに「申入書」を送付
- 01月20日 熊本県、江口社長を事情聴取、社長は「宿泊拒否は間違いだったが、県に責任がある」と主張
- 01月27日 統一交渉団、熊本県および熊本地方検察庁に対し、アイスターの厳正処分を申し入れ
- 01月29日 熊本県知事、定例記者会見で「県に責任があるという認識はいかなるものか」、「人権侵害に対する認識は甘い」、「アイスターに対する行政処分は慎重に検討する」と発言
- 02月02日 恵楓園入所者自治会、熊本地検からの捜査関係事項照会書を受信
- 02月05日 自治会、照会書の回答書を地検に送付
- 02月09日 アイスター、宿泊拒否問題に対する大学生のメールなどの抗議文や氏名や住所、携帯電話番号、アドレス等の個人情報を無断で自社のホームページで公開
- 02月12日 朝日新聞、「県がアイスターに旅館業法に基づいてホテルに5日間前後の営業停止処分の方針」と報道
- 02月13日 熊本地検、「ふるさと訪問事業」参加の入所者16人に事情聴取

- 熊本地検、恵楓園入所者自治会長を事情聴取
 熊本県、平成 16 年度ハンセン病関連事業として県民を対象にした療養所訪問事業を開始すること、小中学校教師にハンセン病資料集を配布することをまとめる
- 02 月 14 日 熊本県知事、高齢者や障害者の人権を考える県民シンポで「過去の無らい県運動などの過ちを認め、さらに啓発運動を推進し、私たち自身が人権意識を見つめ直す必要がある」と講演
- 02 月 15 日 西日本新聞、「ホテルの 3 日間の営業停止処分の方針を県が決定」と報道
- 02 月 16 日 熊本日々新聞、「県がホテル 4 日間営業停止の方針を固めた」と報道
 江口社長、「宿泊を断ったことに対する最大かつ最善の謝罪」として廃業することをホテル従業員 38 人に説明
- 02 月 17 日 県、旅館業法違反第 5 条違反でホテル営業停止処分の方針を決定（3 月 15 日から 18 日まで、全国初）
 各紙、「宿泊拒否ホテル廃業へアイスター社長が表明」と報道
- 02 月 18 日 県、行政手続法に基づき 2 月 27 日を期限とした弁明書提出と 2~5 日間の営業停止日数の処分内容を伝える事前通知書をアイスターに送付
- 02 月 19 日 平成 15 年度の法務省が受理した人権侵害 18786 件の中で宿泊拒否事件が告発 2 件のうちのひとつに取り上げられる
- 02 月 23 日 熊本地検、宿泊拒否問題で恵楓園入所者自治会長を事情聴取
- 02 月 25 日 全療協と原告団協議会、宿泊拒否問題で入所者を中傷する手紙などのコピーをそろえた報告書を厚生労働省に提出し、早急な対応を求める
- 02 月 25 日 熊本県知事、県議会一般質問で、宿泊拒否問題の人権救済のための早期の法整備について国に対応を求めていく方針を明らかにする
- 03 月 03 日 熊本県、旅館業法に基づきホテルを 3 月 15 日から 18 日までの営業停止処分にすることを決める
- 03 月 04 日 熊本県、行政処分の通知書をアイスター社に郵送
- 03 月 05 日、知事、定例記者会見で行政処分の内容を公表し、その後、恵楓園を訪れ報告
- 03 月 09 日 熊本県主催で「ハンセン病問題フォーラム」を開き、宿泊拒否事件などを議論
- 03 月 12 日 江口社長ら、県庁で記者会見し、行政処分を受け入れるが、「県に責任がある。我は被害者」と再度主張、5 月 5 日をめどにホテルの廃業、解体を公表
- 03 月 13 日 NHK 教育テレビで「宿泊拒否問題」を特集放送
- 03 月 15 日 ホテルの営業停止始まる
- 03 月 18 日 ホテルの営業再開
- 03 月 20 日 九州弁護士会連合会、日弁連などの主催で「ハンセン病に対する差別・偏見の根絶を求めて」と題したシンポジウム開催
- 03 月 29 日 熊本地検、旅館業法違反の罪でアイスター会社の社長ら 3 人と法人に対し法定刑上限の罰金 2 万円を命じる刑事処分を決定

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

アイスター、自社のホームページで刑事処分の受け入れと、ホテルを5月連休明けに廃業し、取り壊す声明文を出す（罰金を即時納入）

- 04月01日 熊本県教育委員会、教職員向けのハンセン病人権教育資料集「豊かな心を育むために」を刊行
- 04月12日 熊本学園大学商学部、「ハンセン病講座」を始める（7月まで毎週講義）
- 04月19日 宿泊拒否問題での中傷の手紙類をまとめた「差別文書綴り」を恵楓園入所者自治会が内部で発行
- 05月15日 熊本県の東明健康づくり課長、ハンセン病国家賠償訴訟熊本地裁判決3周年記念集会で「訪問事業を市民の人間回復を身近に考える機会にしたい」と表明
- 05月20日 アイスター、「アイレディース宮殿黒川温泉ホテル」の全従業員の解雇を通告

第2 各種文書など

（注）菊池恵楓園入所者自治会機関誌『菊池野』588号、589号、590号、593号、新聞報道、ホームページ等を参照した。

（1）アイスター側

- ・アイスター社長「謝罪文」（平成15年12月1日）
- ・アイスター記者会見「今回の宿泊問題に関して」（平成15年12月1日）
- ・アイスター社長「全療協抗議文への回答」（平成15年12月15日）
- ・同「全療協抗議文への回答」（平成15年12月19日）
- ・同「謝罪文」（平成16年1月9日）
- ・アイスター社長の声明文「熊本県の行政処分を受けて」（平成16年3月12日）
- ・同「宿泊問題に対する声明文」（平成16年3月29日）
- ・同「黒川温泉ホテル閉館のお知らせ」（平成16年5月1日）

（2）ハンセン病問題統一交渉団

- ・「坂口厚生労働大臣・野沢法務大臣への緊急要請書」（平成15年12月15日）
- ・「アイスターへの通知書」（平成16年1月15日）
- ・「地方検察庁への申入書」（平成16年1月27日）
- ・「厚生労働大臣宛報告書」（平成16年1月28日）

（3）全療協・恵楓園入所者自治会

- ・全療協会長外「宿泊拒否事件に対するアピール」（平成15年11月27日）
- ・同「アイスターへの抗議文」（平成15年12月15日）
- ・全療協事務局長「談話」（平成15年12月20日）
- ・太田明自治会長「抗議書」（平成15年11月27日）
- ・同「謝罪を受けての自治会の見解」（平成15年11月20日）
- ・同「宿泊事件その後」（平成16年1月26日）

- ・同(平成16年3月1日)
- ・同(平成16年4月8日)
- ・同「黒川温泉ホテルに於ける宿泊拒否事件に関して(熊本地検からの捜査関係事項照会書に対する回答)」(平成16年2月5日)
- ・渉外委員杉野芳武「宿泊拒否事件を省みて」(平成16年6月16日、ハンセン病問題検証会議での発言)

(4) 原告団

- ・志村康・菊池恵楓園原告団長「ハンセン訴訟原告団声明」(平成15年11月19日)
- ・ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会長「アイスターへの抗議文」(平成15年12月3日)

(5) 熊本県

- ・熊本県知事「熊本県主催『ふるさと訪問事業』に対する対応について(申入れ)」(平成15年11月14日)
- ・健康作り推進課「アイレディース宮殿黒川温泉ホテルに係るこれまでの経過について」(平成15年11月18日)
- ・健康福祉部長「(11月県議会一般質問)『ハンセン病元患者宿泊拒否問題』に対する答弁」(平成15年12月3日)
- ・熊本県知事「講演」(平成15年12月24日、読売新聞西部本社主催シンポジウム)
- ・同「(2月県議会一般質問)『ハンセン病元患者宿泊拒否問題』に対する平野みどり議員の質問に対する答弁」(平成16年2月25日)

(6) 法務省人権擁護局および熊本地方法務局

- ・法務省人権擁護局調査救済課補佐官・同人権啓発課補佐官「(法務局人権擁護部各課長および地方法務局人権擁護課長宛)ハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件の発生について」(平成15年11月19日)
- ・熊本地方法務局長および熊本県人権擁護委員連合会長「(ハンセン病差別・偏見の打破に向けて啓発の一層の強化を図る旨の)意見表明」(平成15年12月4日)

(7) 厚生労働省

- ・健康局疾病対策課長および生活衛生課長「(各都道府県衛生主幹長外宛)ハンセン病の正しい知識の普及について」(平成15年11月19日)

(8) その他

- ・福西征子・松ヶ丘保養園長「講演」(平成15年11月28日)
- ・小泉首相「大分県田染中学校生徒からの手紙への返事」(平成15年12月23日)
- ・熊本県地方検察庁検事「(恵楓園長宛)捜査関係事項照会書」(平成16年2月2日)

第3 宿泊拒否事件関係新聞報道の記事見出一覧

(注)平成15年11月18日から同16年5月20日までに限定した。また、全国紙については西部本社版などに拠った。

<2003年11月>

- 19日「ハンセン病元患者客に迷惑」温泉ホテルが宿泊拒否 知事「人権侵害」と抗議(熊本日々)
ハンセン病元患者宿泊拒否 差別根強く 全国に衝撃と波紋 「がっかり」抗議殺到(同)
熊本地方法務局 「重大な人権侵犯」 厚労省「対象外」全国通知へ(同)
怒りの声次々に 黒川温泉観光旅館協同組合「脱退勧告も」(読売)
黒川のホテル ハンセン病元患者を拒否 県の指導も従わず 法務局が調査開始(同)
ハンセン病元患者を拒否 黒川のホテル「宿泊客の迷惑」熊本県人権侵害で調査(西日本)
熊本のホテル ハンセン病元患者を拒否 県説得にも応ぜず(朝日)
ハンセン病元患者拒否 「宿泊客の懸念考慮」総支配人に聞く 個人的には理解も(同)
ハンセン病の元患者宿泊拒否 偏見・差別 渦巻く憤り「人権回復」願い遠く(同)
ハンセン病元患者を拒否 黒川温泉のホテル「宿泊客に感染」県が名称公表(日経)
ハンセン病差別 いまだ 宿泊拒否 抗議殺到 憤り 残念(毎日)
黒川温泉のホテル ハンセン病元患者宿泊拒否「他の客に迷惑」行政の説得聞かず(同)
- 20日 アイレディース宮殿黒川温泉ホテル ハンセン病元患者拒否で施設名公表で会見「国民が100%理解か疑問」と逆ギレ 協同組合除名へ(夕刊フジ)
法務省、ホテル告発検討 黒川の組合は除名決定 ホテル支配人きょう謝罪(読売)
ハンセン病元患者拒否 根強い偏見「遺憾」西日本訴訟弁護団など「さらなる啓発を」(同)
法務省が告発検討 ホテル関係者聴取 総支配人が一転謝罪(毎日)
ハンセン病元患者ら宿泊拒否 ホテルを刑事告発も 法務省など調査(熊本日々)
啓発根気よく繰り返そう 深い隔離政策のつめ跡 本当の理解求め 動き本格化させた行政(同)
「謝罪当然」怒りあらわ ハンセン病元患者ら宿泊拒否 南小国町「イメージに傷・・・」(同)
ハンセン病元患者の宿泊拒否 「恥ずべき不正義」原告団が抗議声明(赤旗)
ハンセン病元患者 謝罪受け入れず ホテル側が施設訪問「ポーズだ」(朝日)
熊本のホテル一転謝罪 関係者ら、なお怒り(同)
熊本県「人権侵害になる」 経営側「そんな話は結構」 ホテル「支持」の電話相次ぐ 根深い偏見浮き彫り(西日本)
ホテル側、謝罪へ 熊本地方法務局 人権侵害で告発検討(同)
「氷山の一角」根強い差別 スナック、美容院、銭湯・・・「対処の事例重ねて解消を」(東京)
- 21日 元ハンセン病患者宿泊拒否問題 一両日に告発(朝日)
元患者、謝罪受け入れず ホテル側施設訪問「保身のみだ」(同)
ホテル、本社 きょう告発 法務省 熊本県も同調(毎日)

- 謝罪文受け取り拒む 「誠意がない」(同)
 法務省、ホテル告発へ 旅館業法違反容疑 入所者、謝罪受け入れず(読売)
 「頭下げて済む話か」宿泊拒否のホテル謝罪 「型通り」神経逆なで ハンセン病元患者ら
 総支配人に怒声 歴史的勝訴から2年半 差別根絶闘いは続く(西日本)
 ホテル支配人 恵楓園訪れ謝罪 入所者 謝罪文は受け取り拒否 謝罪にも埋まらない溝
 背景に社会全体の無理解(熊本日々)
 宿泊拒否のホテル告発 「悪質な人権侵犯」県と熊本法務局(同)
 社説 偏見なく正しい理解を(同)
 熊本地方法務局 きょうにもホテル告発(同)
- 22日 ホテル側訪問謝罪への対応 施設に抗議電話80本 入所者「本質見てほしい」(読売)
 ホテルの人権侵害批判 法務局と県 啓発活動さらに 法務局長 必要性、改めて強調温泉
 旅館組合理事が謝罪(同)
 宿泊拒否ホテル告発(同)
 ホテル側を異例告発 熊本県と法務局「悪質な人権侵害」(毎日)
 宿泊拒否のホテル告発 「悪質な人権侵犯」(熊本日々)
 行政の啓発不足も露呈 旅館業法 対象外を通知せず(同)
 再発防止へ努力 南小国町長と黒川旅館組合 恵楓園訪れ謝罪(同)
 宿泊拒否ホテル告発 熊本県・法務局「偏見に基づき悪質」(朝日)
 宿泊拒否 ホテル除名へ 町長と組合長 元患者らに謝罪 異例のスピード告発 「著しい
 人権侵害」に対応(同)
 県と法務局 ホテル告発 旅館業法違反の疑い(西日本)
 心の傷計り知れぬ 熊本地方法務局 人権侵害を指弾 謝罪拒否に抗議70件 菊池恵楓園
 自治会「差別の本質考えて」(同)
- 23日 差別潜在 ネットで調べた「絶対感染しないとは書いてない」ホテル 理解されぬ現実「保
 菌者はほぼいないのに無意味」専門家(朝日)
 県内識者に聞く 熊本学園大学教授 原田正純氏 「命の差別」にどう迫るか 社会的訓練
 で差別克服(熊本日々)
 菊池恵楓園 被害者に心無い言葉・・・なぜ(同)
- 24日 元ハンセン病患者への宿泊拒否 菊池恵楓園退所者 「偏見」鈍る社会復帰 「でも負けた
 くない」(朝日)
 「中傷に負けないで」激励 全国から続々 支援者ら菊池恵楓園訪問(熊本日々)
- 25日 受け入れのホテルや飲食店 「普通に接するのは当然」 「宿泊拒否、接客業として考えら
 れない」(熊本日々)
- 26日 ハンセン病 真実知って 合志南小6年生 創作劇上演へ 「宿泊拒否すごく悲しい」(同)
 熊本地検が告発状受理(同)
- 27日 差別克服へ光広がれ 無知が生む偏見 生徒の涙に教えられた ハンセン病題材に劇 熊

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

- 本・菊鹿中 啓発活動 P T Aから地域へ(西日本)
本社の方針?個人の判断? 発言変遷ホテル側 町抗議に本社“門前払い”(熊本日々)
ハンセン病理解 周知徹底を求める 県、旅館など11組合に(同)
「偏見残っている」坂口厚労相国会で答弁 再発防止 全国に伝達(同)
- 28日 エイズ、ハンセン病に学ぶ 来月7日、玉名市民会館 九州看護福祉大学 被害者、元患者ら招きシンポ(熊本日々)
ホテル本社に抗議書 恵楓園入所者自治会が郵送 社長に謝罪求める(同)
ホテル社長に抗議書を郵送 菊池恵楓園 入所者らが抗議の集会 大阪(朝日)
アイスターに元患者ら抗議文 菊池恵楓園自治会(西日本)
ハンセン病差別やめて 大阪で抗議集会 恵楓園・志村さん訴える(毎日)
- 30日 人権週間 ハンセン病元患者を差別 お互いを大切に思う心を(熊本日々)
ハンセン病に正しい理解を 県が「あつい壁」上映会(同)
- <12月>
- 02日 元患者、謝罪受け入れ ホテル側「県に責任」(朝日)
宿泊拒否 元患者ら謝罪受け入れ 恵楓園 ホテル社長が訪問(西日本)
わだかまり残し和解 元患者「反省ない」批判も 「宿泊拒否は当然」ホテル本社長「熊本県にも責任」(同)
ホテル社長「県に責任」 説明きちんとなかった(読売)
宿泊拒否は当然 新社長 人権侵害は謝罪 元患者ら苦渋の受け入れ(毎日)
ホテル側「拒否は当然」 新社長ら会見 県の責任主張 「納得いかないが」入所者自治会側謝罪文受け取る(熊本日々)
- 03日 「予約時元患者隠した県に責任」ホテル側見解は「偏見」 県が反論、厚労相らも批判旅館組合ホテル除名「黒川温泉の信用を失墜」(西日本)
宿泊拒否問題のホテル 旅館組合が除名 本日付 「説明求める発想が偏見」熊本県、ホテル側批判(朝日)
ハンセン病理解深めよう 県が関係資料展 宿泊拒否問題も(熊本日々)
「説明要求こそ差別」ホテル側に県反論 ホテル側の対応不誠実 野沢法務大臣(同)
- 05日 ホテル社長再び謝罪 恵楓園訪れ 「年内に手引書」 元患者側の不信解けず(西日本)
菊池恵楓園再訪 社長改めて謝罪(読売)
「啓発不十分で反省」熊本地方法務局など 宿泊拒否事件で声明(熊本日々)
「改めて社会の本音を聞かされた」 社会的治癒遠く ホテル名公表 県に非難矛先 嫌がらせ背景 組織的見方も(東京新聞)
元ハンセン病宿泊拒否“和解”の裏側 元患者に非難・中傷の追い打ち バッシングで疲弊 『税金使って温泉行くな』謝罪拒否に電話100本殺到(同)
- 07日 「妥協」に揺れる元患者 相次ぐ中傷電話 誠意ないホテル 現実厳しく続く闘い(西日本)
偏見差別ない社会に ハンセン病 創作劇で小学生訴え 合志・人権フェスタ(熊本日々)

- 「言い過ぎ」一転否定 アイスター、HPに掲載 発言迷走、入所者ほんろう(同)
知事がホテル批判(朝日)
- 08日 「まだ終わっていない」 玉名 公開シンポで問題点探る(読売)
社長「謝罪」 HPで否定 ハンセン病元患者団体「信用できぬ」怒り(同)
「自分の問題として考えて」薬害エイズ、ハンセン病でシンポ 当事者ら訴え
九州看護福祉大 湯船から笑顔の抗議 沖縄の学生ら 元患者宅で一緒に入浴(熊本日々)
- 09日 県「啓発」改めて強調 市町村広報誌に掲載依頼(読売)
川田さんが恵楓園訪問 「風化させず語り継ぐ」(同)
全原協、社長に抗議文(同)
HPに「宿泊拒否当然」アイスター再び正当化 社長に抗議文 原告団協議会(西日本)
県議会委 宿泊拒否問題ハンセン病 啓発拡大へ取り組み 県部長、改めて方針示す(毎日)
ホテルなお「宿泊拒否は当然」 HPに「社の正式見解」 県の対応も改めて批判 「謝罪
になってない」抗議の全原協(朝日)
ホテル経営会社に抗議 ハンセン病訴訟原告団 “衝撃、苦痛を受けた”(赤旗)
アイスター本社に抗議文 国賠訴訟原告団協「露骨な偏見、差別」 依然「拒否は当然」ホ
テル側 HPに見解を掲載 「一層の啓発」強調 県議会で県側説明(熊本日々)
- 10日 アイスター社長聴取 熊本地検 旅館業法違反告発受け(読売)
ホテル社長聴取 宿泊拒否で熊本地検(西日本)
社長から任意で聴取 熊本地検 旅館業法違反の疑い(朝日)
ホテル社長を事情聴取 熊本地検 旅館業法違反(熊本日々)
- 11日 「人権意識問われる」 ハンセン病元患者宿泊拒否問題 幸山市長が見解 熊本市議会一般
質問(熊本日々)
- 12日 宿泊拒否の社長 事前約束なし/滞在は数分 全国行脚に入所者憤慨 「形だけの釈明だ」
(熊本日々)
「宿泊拒否」アイスター社長 釈明行脚 全国のハンセン病施設へ 恵楓園幹部「実績作り、
真意は？」(毎日)
社長釈明行脚 「他意はない」 アイスター(同)
社長、療養所に謝罪行脚 予約なし・・・評価と批判(読売)
- 13日 社長「おわび行脚」の怪 沖縄 青森8療養所 アポなし 元患者「何のため」 「判断は
当然」なお主張 HPに批判・激励掲載 熊本県(朝日)
ハンセン病シンポジウム in 福岡(読売)
県が組合に経緯説明 黒川温泉 入所者招き講演会 鹿央町米野岳中(熊本日々)
ハンセン病元患者夫妻 切々と訴え 「普通のまなざし向けて」 差別解消 若い人に期待
(佐賀新聞)
ハンセン病差別根絶を 佐賀で公演(同)
「中傷は二重差別」恵楓園入所者夫婦 龍谷短大講演で訴え 吉永小百合さん 学生に訴え

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

- 全社員を対象に人権学習会 アイスター（毎日）
- 14日 ハンセン病元患者拒否に反響（読売）
- 16日 全療協がアイスターに抗議 江口社長「判断間違いない」 宿泊拒否「検証課題に」 厚生省の会議委員 菊池恵楓園で調査 ハンセン病安全宣言を検討 県人権教育・啓発基本計画に（熊本日々）
- 宿泊拒否で社長「おわび行脚」 会談、平行線のまま 全療協事務局長「認識不足」と怒り（朝日）
- 元患者宿泊拒否 ホテル本社に全療協が抗議（同）
- 国との「対策協」で取り上げ 熊本訴訟原告・弁護団が確認 患者数など県が調査方針 県民に感染リスクなし伝える（毎日）
- 宿泊拒否ホテル側「間違ってた」 全療協も謝罪要求（西日本）
- ハンセン病「安全宣言を」 菊池恵楓園自治会長 熊本県に提案（読売）
- 17日 「国の隔離政策 偏見生む」 アイスター釈明 元患者「責任転嫁だ」（西日本）
- 抗議に「おわび」 元患者宿泊拒否 ホテル側が回答（熊本日々）
- 宿泊拒否ホテル側 「衝撃と苦痛与えた」 元患者側「謝罪と言えぬ」（朝日）
- 18日 内なる差別静かに問う ハンセン病宿泊拒否 克服へ試み 元患者の作品展、専門家講演教育に希望を託す 訪問事業強化へ 熊本県謝罪（西日本）
- 「人権」学ぶ動き活発に ハンセン病元患者宿泊拒否から1ヶ月 「だれにも差別意識ある。優しくする心磨くしかない」 旅館主に医師講演 阿蘇町 西日本原告団副団長の志村さん 人間の尊厳訴え 熊本工高生に語る（同）
- 塩谷知事が講演 ハンセン病シンポ 24日開催（読売）
- ハンセン病正しい理解を 宿泊拒否問題で県 旅館業者らに講演会 阿蘇町（熊本日々）
- 19日 ハンセン病元患者宿泊拒否 表面化から1ヶ月・・・ 熊本で文学展ノ八代三中で講演 偏見根絶へ 動き活発に（読売）
- 20日 宿泊拒否 児童も怒り 合志南小6年生93人が作文 恵楓園に一部送る 人権意識の低さ非難（毎日）
- ホテル、誤り認める ホームページで「心から反省」（読売）
- アイスター「宿泊拒否は間違い」 ハンセン病問題 全療協要請受け HPで見解訂正（熊本日々）
- ホテル側、全面謝罪 全療協は和解方針（朝日）
- 21日 宿泊拒否 謝罪受け入れ ホテル側が責任認め（読売）
- 謝罪「おざなり」猛反発 恵楓園入所者「訴訟の可能性も」（同）
- 県「方針転換なら歓迎」（同）
- 宿泊拒否が投げかけたもの（上） 12・24 ハンセン病シンポジウムを前に 根深い差別今なお（同）
- 「判断すべて私の一存」 総支配人「辞職言えぬ」 菊池恵楓園で謝罪 入所者が責任追及（西

- 日本)
- 元患者が謝罪受け入れ アイスターの宿泊拒否問題 一ヶ月ぶり決着(毎日)
- 恵楓園とホテル側和解 全療協も謝罪受け入れ(朝日)
- 宿泊拒否問題で和解 「まるで別人のよう」 元患者ら 社長訪問を歓迎(同)
- 無知と差別解決これから 「心」に潜む偏見 問い直す契機に 解消へ闘い続く 信じたい
その言葉 「おわび行脚」元患者ら評価(同)
- ホテル側の謝罪受諾 全療協が「一応落着」 事務局長「法的責任は別」(熊本日々)
- 22日 宿泊拒否が投げかけたもの(中) 12・24 ハンセン病シンポジウムを前に 元患者の痛み
分かち合う 大分の中学生 交流深める 差別生む心の弱さ(読売)
- 宿泊拒否されたハンセン病元患者へ匿名中傷 根深い偏見ぞっとする 一緒にお風呂イヤだ
腹いせにしか見えぬ 社会啓発の質問われる(朝日)
- 23日 宿泊拒否が投げかけたもの(下) 12・24 ハンセン病シンポジウムを前に 隠すつらさ二
度と・・・ 「社会復帰」偏見恐れ職転々(読売)
- 25日 ハンセン病シンポ in 福岡 差別に終わりを 人権社会「宣言」 入所者 社会的解決訴え
中学生へ首相返事「啓発へ一歩一歩取り組む」(読売)
- 福岡でハンセン病シンポ 知事が講演 「差別なくす」決意新た(同)
- 27日 「宿泊拒否」が投げかけたものーハンセン病シンポジウム in 福岡 差別は自らの中にある
(読売) 論壇2003 「回復者」共生の一歩に(同)
- 31日 紙面月評 宿泊拒否問題 きめ細かな継続取材を(熊本日々)
- <2004年1月>
- 05日 タカ・馬原投手、回復者を応援 ハンセン病宿泊拒否 菊池恵楓園に寄付 「差別他人事
でない」(読売)
- 06日 「元患者 無条件受け入れ」 ハンセン病宿泊拒否問題 アイスター会見(熊本日々)
- ハンセン病「元患者」呼び方再検討 塩谷知事(同)
- 09日 ハンセン病めぐる熊本のホテルの事件 ある差別感覚 加賀乙彦(赤旗)
- 11日 アイスター関連会社 入所者に温泉旅行打診 恵楓園など療養所訪問(熊本日々)
- 12日 宿泊拒否 「ホテルの厳正処分を」 ハンセン病全療協など 県、地検に申し入れ(熊本日々)
- 15日 厚労省会議 ハンセン病「宿泊拒否問題」検証会議として検討へ(熊本日々)
- 18日 「アイスター見守る」 社長に申入書 統一交渉団「行動で判断」(熊本日々)
- 21日 「ハンセン病」啓発番組 県が初企画(読売)
- 28日 ホテル宿泊拒否でハンセン病交渉団 県、地検は厳正処分を(熊本日々)
- ハンセン病宿は宿泊拒否で申し入れ 心の傷切々と訴え(朝日) 広報誌に啓発記事 県
2月号に 宿泊拒否を批判(朝日)
- 29日 「自分で偏見点検を」 旅館業従業員らに研修(熊本日々)
- 恵楓園入所者の講演会に500人 松島町 ハンセン病正しい理解を 旅館業者ら対象研修
会を開催 人吉市(熊本日々)

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

- 30日 「責任は県にある」 県聴取にアイスター社長 塩谷知事「人権認識甘い」(熊本日々)
「ハンセン見せかけ」怒りの声 入所者 「謝意なき謝罪不要」知事も無念さ隠さず(西日本)
「責任は熊本県」また ホテル社長 県の聴取で主張(朝日)
- <2月>
- 05日 「宿泊拒否」検証課題に ハンセン病検証会議 中間報告素案を了承(熊本日々)
- 06日 アイスター秘書室長 恵楓園入所者の宿泊拒否理由 元暴力団員に例え説明 抗議者にメールで「お客が被害意識」(熊本日々)
- 07日 ハンセン病正しく理解して 恵楓園の自治会長講演 錦町(熊本日々)
宿泊拒否問題や自衛隊イラク派遣問題の報道 熊日第三者委で論議 第6回会合(熊本日々)
- 10日 市民の立場から社会復帰支援を 県内福祉3団体がハンセン病セミナー(熊本日々)
宿泊拒否のアイスター 抗議メールを無断公開 氏名・住所・携帯も(朝日)
人権基本計画「宿泊拒否を具体例に」 検討委 ハンセン病で県に要望(熊本日々)
- 12日 ハンセン病歴で宿泊拒否 ホテル営業停止処分へ 熊本県方針(朝日)
新聞報道の功罪探る ハンセン病テーマに人権学習 西合志南中 「隔離に無批判」「差別を助長」厳しい指摘も(西日本)
- 13日 宿泊拒否 ホテルを営業停止 2~5日間 熊本県方針「再発の恐れ」(毎日)
- 14日 宿泊拒否問題 恵楓園で初の聴取 熊本地検 入所者、被害訴える(熊本日々)
- 15日 「ハンセン病啓発不十分」人権シンポで知事(朝日)
- 16日 宿泊拒否 ホテル4日間営業停止 県方針 全国初 来月15日から(熊本日々)
偏見・差別の歴史断つ 宿泊拒否ホテル営業停止処分へ 県の強い意志示す(同)
- 17日 宿泊拒否ホテル廃業 アイスター方針を表明「最大の謝罪」(朝日)「えっ 廃業で謝罪？」
熊本の宿泊拒否ホテル 入所者ら戸惑い 「我々が非難されるかも」(同)
ホテル廃業へ 「便乗、誤解招く恐れ」 菊池恵楓園の太田自治会長 新たな問題を提起(同)
宿泊拒否ホテル廃業へ アイスター社長が表明 「最大の謝罪」 「営業停止」日数持ち越し 県(熊本日々)
真意はどこに・・・ 宿泊拒否ホテル 突然の廃業表明 戸惑う関係者ら(同)
宿泊拒否ホテル廃業 ハンセン病問題 アイスター方針「入所者への謝罪」(読売)
問題うやむやのまま 驚く関係者「前向きな選択でない」(同)
「廃業は責任逃れ」 入所者ら批判 啓発期待むなしく(同)
ハンセン病宿泊拒否 ホテル社長廃業表明 「元患者に最大の謝罪」(毎日)
広がる疑問、戸惑い 県 謝罪になるのか 地元採用者 雇用不安も浮上(同)
別の目的？ 安易な幕引き？ 「最大の謝罪」の意図は・・・(同)
宿泊拒否ホテル廃業 アイスター表明 ハンセン病事件「最大の謝罪」 時期は未定 熊本県処分先送り(西日本)

- 「罪滅ぼしになるのか」 ホテル廃業方針 入所者疑念深く 「新たな中傷が心配」(同)
- 18日 営業停止の方針決定 県、きょう事前通知(熊本日々)
 営業停止処分を決定 熊本県 きょう会社側に通告 入所者ら中傷 匿名電話続々(朝日)
 ホテル営業停止決定 熊本県きょう通知書(毎日)
 恵楓園に中傷電話 県にも 偏見の根深さ浮き彫り(西日本)
 ホテル処分、来月上旬判断 熊本県(読売)
- 19日 恵楓園に再び中傷、抗議 入所者は苦痛の表情(熊本日々)
- 22日 児童が元患者にエール 熊本市人権フェスティバル ハンセン病で発表(熊本日々)
- 25日 予算点描 2004 ハンセン病啓発 恵楓園との交流に力(朝日)
- 26日 ハンセン病宿泊拒否問題「人権救済へ法整備を」 県議会で知事 国に対応要望へ(西日本)
 入所者中傷など2次被害が深刻(同)
- <3月>
- 04日 宿泊拒否のホテル 3日間の営業停止 旅館業法違反 県が処分決定(熊本日々)
 恵楓園入所者「一つのけじめ」 人権侵害抑止へ 罰則整備望む声も(同)
 営業停止は3日間 きょうアイスターに通知 熊本県(毎日)
 15日から営業停止 処分3日間 熊本県近く通知(西日本)
 ハンセン病啓発番組で意見交換 K A Bの審議会(朝日)
- 05日 営業停止を通知 熊本県郵送 3日間、ホテル側に(朝日)
 営業停止の処分を通知 県(熊本日々)
 宿泊拒否問題 3日間営業停止処分 熊本県決定 アイスターに通知 入所者ら卒業祝う
 人権学習の大分・田染中「勇気もらった」(読売)
 ハンセン病理解を 9日、熊本でフォーラム 講演やビデオ上映(同)
- 06日 塩谷知事 営業停止処分を発表 旅館業法違反で3日間(熊本日々)
 処分日数で大激論 類例なく混迷の県 行政の論理と救済板挟み(同)
 宿泊拒否処分 熊本県知事 入所者に報告(同)
- 10日 「宿泊拒否」など議論 ハンセン病フォーラム 啓発の必要性訴える 熊本市(熊本日々)
- 12日 恵楓園自治会機関誌「菊池野」 宿泊拒否を特集(熊本日々)
- 13日 宿泊拒否問題のアイスター社 県批判、最後まで 関係者らが憤りの声 「人権侵害を正当化」(朝日)
 ホテル側 処分受け入れ 3日間の営業停止「廃業は5月5日めど」(熊本に日々)
- 16日 営業停止始まる 宿泊拒否ホテル 客らチェックアウト(熊本日々)
- 18日 アイスター略式起訴へ 宿泊拒否で熊本地検 重大な人権侵害 社会への影響重視(毎日)
- 21日 偏見、差別根絶を 東京でハンセン病シンポ(熊本日々)
 入所者に萎縮、おびえ 非難、中傷影落とす 里帰り事業参加者も減少(西日本)
- 29日 アイスター 前社長も刑事処分へ 熊本地検 宿泊拒否に本社関与(熊本日々)
 アイスター前社長も立件 宿泊拒否指示の疑い 熊本地検 近く略式起訴(毎日)

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

- アイスターの前社長立件へ 会社ぐるみ裏付け 熊本地検「人権侵害事件」と認識(同)
- 30日 「本社の責任 明らかに」 恵楓園入所者 再発防止へ啓発要望 西山前社長も含め略式起訴 経営陣の関与認定(熊本日々)
- 前社長らに罰金2万円 宮地簡裁略式命令 異例の刑事処分(同)
- アイスターに罰金 宮崎簡裁略式起訴 前社長ら3人も(朝日)
- 宿泊拒否に罰金 会社の責任明らかに 入所者、処分を評価 心への打撃 量刑に考慮(同)
- 宿泊拒否のアイスター 前社長ら略式起訴 旅館業法違反 刑上限の罰金2万円(読売)
- 「組織ぐるみ」地検判断 知事、法的区切りに安堵感(同)
- 解説 アイスター略式起訴 「組織的な拒否」深刻 依然として差別根深く(同)

<4月>

- 03日 「宿泊拒否」啓発の契機!! 相次ぐ見学、講演依頼 菊池恵楓園「悲しい事件だが・・・」(熊本日々)

<5月>

- 05日 宿泊拒否ホテルあす閉館 経営のアイスター 従業員の大半解雇へ(熊本日々)
- 従業員が組合結成 アイレデイス黒川温泉ホテル 閉館撤回を要求へ(同)
- 06日 宿泊拒否ホテルの従業員 雇用継続へ団交要求 組合結成で集会(熊本日々)
- 07日 宿泊拒否ホテル閉鎖(朝日)
- 閉鎖のアイレデイスホテル従業員 営業・雇用継続へ集会(同)
- 宿泊拒否ホテルの従業員 雇用継続へ団交要求へ 組合結成で集会(熊本日々)
- ホテルの廃業届出 アイスター(同)
- 11日 「ホテル営業再開を」 宿泊拒否問題で解雇の従業員ら 県や町に要請書(熊本日々)
- 12日 アイスター 雇用継続「応じられぬ」 ホテル従業員に回答(熊本日々)
- 14日 「未払い残業代調査を」南小国町の閉館ホテル従業員ら 労基署へ要請(熊本日々)
- 黒川温泉ホテル雇用問題で労組 残業代支払いを労基署に要請(朝日)
- 15日 熊本学園大「ハンセン病講座」開講 宿泊拒否事件もテーマに(熊本日々)
- 16日 人間回復への光 ともし広げよう ハンセン病訴訟判決3周年集会(朝日)
- 18日 アイスター解雇撤回せず ホテル閉館 従業員が初の団交(熊本日々)
- 20日 ハンセン病と部落問題 国が2つの差別結びつけ 熊本市でシンポ 偏見の100年を検証(熊本日々)
- 差別の歴史検証し解消へ 熊本でシンポ、350人参加(同)
- 21日 中傷の手紙 反面教師に 恵楓園自治会が冊子化 宿泊拒否の差別浮き彫り(西日本)

第4 社会の動きなど

(1) シンポジウム、特集など

- ・平成15年12月7日、九州看護福祉大学主催

- ・平成 15 年 12 月 24 日、読売新聞西部本社主催
- ・平成 16 年 2 月 25 日、統一交渉団主催
- ・平成 16 年 3 月 9 日、熊本県主催
- ・平成 16 年 3 月 13 日、NHK 教育テレビ「ETV スペシャル」
- ・平成 16 年 3 月 20 日、日本弁護士連合会外主催
- ・サンデー毎日 2004 年 5 月 30 日号「ハンセン病元患者の宿泊拒否事件」
- ・その他

(2) 声明など

- ・熊本県弁護士会長「宿泊拒否に対する声明」(平成 15 年 11 月 19 日)
- ・九州弁護士会連合会「理事長声明」(平成 15 年 11 月 20 日)
- ・同和問題に取り組む熊本県宗教教団連絡会議議長「人間回復のための意見書」(平成 15 年 11 月 21 日)
- ・熊本県人権教育研究協議会長「ハンセン病元患者への宿泊拒否に対する申入書」(平成 15 年 11 月 25 日)
- ・日患同盟会長「メッセージ」(平成 15 年 11 月 26 日)
- ・合志町議会「声明文」(平成 15 年 11 月 26 日)
- ・部落解放共闘熊本県民会議長外「ハンセン病元患者宿百拒否差別事件に対する声明」(平成 15 年 11 月 27 日)
- ・九州看護福祉大学第 1 回公開シンポジスト一同「緊急声明」(平成 15 年 12 月 7 日)
- ・真宗大谷派同和推進本部長「宿泊拒否事件に対する真宗大谷派の見解」(平成 15 年 12 月 5 日)
- ・曹洞宗人権擁護推進本部「所感表明」(平成 12 月 8 日)
- ・その他

(3) 人権作文など

- ・佐賀市致遠館 2 年・真島彩香「黒川温泉宿泊拒否事件から学んだこと」(第 24 回全国中学生人権作文コンテスト佐賀県大会最優秀賞)

(4) 自治会などへの激励文(『菊池野』588 号に掲載分)

- ・北海道・ハンセン病問題を考える会事務局長「皆さんの主張は正しい 差別と偏見がなくなるまで屈せずに頑張ろう」(平成 15 年 11 月 23 日)
- ・熊本近代文学館・馬場純二「己の心の内を見つけよう」(平成 15 年 12 月 7 日)
- ・熊本市・一男性「応援しています」
- ・H14 年度菊鹿中学校卒業生女子「差別に負けないで」
- ・同男子
- ・合志南小学校 6 年女子
- ・同
- ・天草郡今津中学校 2 年女子

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

- ・同
- ・阿蘇郡中通小学校 6 年女子
- ・長野県・50 代主婦
- ・札幌市・一女性
- ・その他

(注) 自治会に寄せられた激励文の総計は 2004 年 11 月末日現在、309 通。その他、激励の署名は、A 市人権・同和教育研究協議会の 310 名および B カトリック教会信徒 108 名の、計 418 名。

第 5 考察

アイスターによる宿泊拒否が報道されると、大きな怒りの声が社会から起きた。しかし、ホテル側が形式的にも謝罪したことに対し、入所者らが「反省がない」と突っぱね、自分たちがどれだけ傷ついたかを訴えると、局面は一転した。県だけではなく、自治会等に対しても、中傷の電話や手紙等が殺到した。

私たちはこの一ヶ月余り、美しい日本語の中にこれほどにも人を中傷し、さげすむ言葉があったのか、と思うほど、ひどい言動を浴びされ続けた。詳しくは言いたくはないが、ひどいものだった。例えば、後遺症のひどい人の写真をはがきの中央に張り付け、矢印で指し示して言いたい放題書いてあったものがあった。ありったけの汚い言葉を駆使したものもあった。別の温泉へ行ったところ、今度はそこへの攻撃が始まり、「あそこには泊らないようにキャンペーンを」というような動きが出た。

恵楓園のある入所者は、そのショックを、あるシンポジウム場で、このように語った。2004 年 2 月 26 日、アイスターによる「ホテル廃業」発表のニュースが伝えられるや、県に対してだけでなく、自治会などにも、抗議の電話や手紙が再び殺到した。世間の批判の矛先が、県のみならず、元患者にも向けられた。ハンセン病に対する世間一般の理解不足と、元患者への偏見や蔑視の根深さを改めて痛感させるものであった。強制隔離とこれに起因する差別・偏見という「異常事態」が長く放置され続けた結果、市民の側に感覚麻痺があって、多数の人がこの「異常事態」に疑問を持たなくなっているといえるのではないだろうか。事件的な要素が伴わない限り、ハンセン病のニュース価値はそれほど高くなかったということにも、それは示されているように思われる。

今回のアイスター事件の場合は、県が毅然とした態度をとったために、問題が顕在化したが、顕在化していない同種事件は無数にあるのではないかと想像される。その意味では、アイスター事件がたとえ解決したとしても、問題は依然として未解決といえるのではないか。それでは、このような差別・偏見に対して、どのように対処していくべきだろうか。差別・偏見の特性に則した総合的

で科学的な、そして何よりも差別される側の立場に立った対策を組織的、継続的に行っていくことが必要ではないか。この必要性をいくら強調しても強調しすぎることではないように思われる。というのも、わが国の場合、責任が国等に及ぶのを避けるためか、再発防止という観点からの多方面からの科学的な原因分析、調査はシステム化されないことが多かったからである。再発防止といった観点からのデータ作りも、一部の例外を除いて、まったく行われていない。調査と捜査は未分離で、調査が捜査の中に閉じ込められている場合も少なくない。

周知のように、熊本地裁判決は、ハンセン病についての差別・偏見、その構造について、次のように分析している。少し長くなるが、重要な点なので、紹介することにする。

「明治時代以前から、差別・偏見・迫害の対象とされてきた・・・。そのような時代における差別・偏見の根源は、ハンセン病患者を穢れた者、劣った者、遺伝的疾患をもつ者と見る考えからのものであった。」「このような状況は、昭和4年ころから終戦にかけて全国各地で大々的に行われた無らい県運動による強制収容の徹底・強化により、大きく変わった。・・・ハンセン病が強烈な伝染力を持つ恐ろしい病気であるとの恐怖心をあおり、ハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在でありことごとく隔離しなければならないという新たな偏見を多くの国民に植え付け、これがハンセン病患者及びその家族に対する差別を助長した。・・・それ以前にあったものとは明らかに性格を異にするもので、ここに、今日にまで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があるといっても過言ではない。」「昭和28年に制定された新法には、・・・退所の規定がないが、このような新法が存在は、ハンセン病に対する差別・偏見の作出・助長・維持に大きな役割を果たした。」「へき地に置かれた療養所の存在も、新法の存在とあいまって、人々にハンセン病が恐ろしい特別な伝染病であることを強く印象付け、差別・偏見の作出・助長・維持に大きな役割を果たした。・・・ハンセン病患者を見たこともなく、ハンセン病のことを全く知らなかった者が、療養所の存在を知ったとき、そこにどのような偏見が生まれるのかを考えれば、・・・療養所の存在が偏見を生み出す契機となったことの重大性は明らかである。」「隔離の必要性がなくなった昭和35年以降においては、すべてのハンセン病患者及び入所者が隔離されるべき危険な存在ではないことを積極的に明らかにすべきであった・・・が、厚生省は、このような表明をせず、かえって、昭和57年の国会答弁でも見られるように・・・、隔離政策を掲げ続け、これを療養所の予算獲得のためにも利用した。このことは、・・・ハンセン病患者及び元患者に対する根強い差別・偏見を助長し、維持することにもつながった。」「問題は、・・・社会と接する場面において、いかに認識され、扱われていたかということである。そして、そのような場面においては、なお、厳然として、ハンセン病に対する過度の恐怖心からくる根強い差別・偏見が残ってきたといわざるを得ない。そして、その原因のすべてが新法の存在や厚生省の政策の在り方にあるとまではいえないとしても、重要な役割を果たしたことは否定し難いところである。」

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件

紹介が長くなったが、以上が、ハンセン病についての差別・偏見、その構造についての熊本地裁判決の分析である。的確な分析だといえよう。

もっとも、「無らい県運動」については、少し説明が必要であろう。ここに「無らい県」とは、すべての患者を隔離して、放浪患者や在宅患者が一人もいなくなった県を意味する。この言葉が初めて使用されたのは昭和4年、愛知県であったが、広く使用されるようになったのは、昭和6年の「癩予防法」公布により絶対隔離政策が実施されてからである。この「無らい県」を実現するため、患者を摘発して療養所に送り込もうとする官民一体の運動が「無らい県運動」であった。「無らい県運動」は戦後においても見られた。療養所長たちは、敗戦の混乱の中で未収容患者が少なからず発生しているとして、「無らい県運動」による患者の摘発を戦前にも増して徹底実施することを求めた。このような「無らい県運動」を背景に、国は菊池療養所の1000床増床に着手し、定員を埋めるための入所勧告が各地で強力に展開された。ハンセン病患者は療養所でしかプロミン治療を受けられないために、療養所への隔離を受け入れるしかなかった。こうして全患者収容は、戦前ではなく戦後において実現されることになった。

「無らい県運動」の下、多くの「悲劇」が患者・家族を襲った。昭和26年1月に発生した山梨県一家心中事件もその一つであった。23歳の長男がハンセン病と診断され、家中を消毒すると村役場から通告されたこと等を苦にして、一家九人が青酸カリにより服毒自殺した事件である。隔離政策の存続に影響が出ることを恐れた療養所側は、「悲劇」の原因を「無らい県運動」以外に誘導しようと画策した。この事件を報道したマスメディアにも、「無らい県運動」がハンセン病への恐怖を住民に植えつけ、患者・家族を絶望に追い込んでいったという認識はなかった。

誤った医学的見解の喧伝、流布が差別・偏見に大きく与ったことはいうまでもない。ハンセン病の場合、素人ならまだしも、専門家、なかでも国のハンセン病医学・医療の中心に位置する専門家たちが、世界の潮流に背を向けて、間違った見解を積極的かつ確信犯的に喧伝等したところに特徴がある。長島愛生園長を長く務めた光田健輔をはじめとする療養所長らは、ハンセン病は強烈な伝染病であると繰り返し主張し、国民への浸透を図ったが、医学的にみて明らかな誤りで、迷信に近い主張であった。また、光田らは、ハンセン病の場合、ほとんどが家族内感染であると主張したが、これも療養所内で非合法に強制実施されていた断種・墮胎政策を正当化するために事実を偽ったものであった。ハンセン病の特効薬が開発された後でも、光田らは、ハンセン病の治癒性を否定し、ある時期病勢の進行が停止したように見えても、進行が再開する症例があると主張したが、これも絶対隔離政策を墨守するために誤った情報を国民に流したものであった。詳しくは、本報告書・第十一「ハンセン病強制隔離政策に果たした医学・医療界の役割と責任の解明」を参照。

差別・偏見の形成および維持に果たした各界の役割についても触れておかなければならない。「国策としての差別・偏見」という要素が強いことは地裁判決の分析からも明らかだが、自治体の責任も見逃すことはできない。戦後の「無らい県運動」における保健所等の役割は大きなものがあった

からである。GHQ の勧告を受けて、昭和 22 年 9 月、保健所法が全面改正され、全国に 675 か所の自治体保健所が設けられた。保健所は、警察に代わり、ハンセン病の予防も担当することとなった。ちなみに、熊本地裁判決は「昭和 24 年 5 月 19 日付の新聞記事・・・によれば、・・・保健所では一般住民からの聞き込みや投書で容疑者発見につとめる・・・」とされている」と指摘している。しかし、そのことは戦後の「無らい県運動」が戦前のそれに比べて質量の面で小規模なものであったことを少しも意味しない。むしろ逆に、保健所が第一線機関であったために、戦後の「無らい県運動」の担い手の裾野は医師や保健婦をはじめ、著しく拡がり、加えて、これらの人々の「善意」が衛生警察の「権威」以上に「全患者」収容に威力を発揮したといえよう。詳しくは、本報告書・第四の第 2 の二「戦後の『全患者』収容政策に果たした保健所の役割」を参照。

光田らから日本のハンセン病医学と医療を引き継いだ次世代の専門家たちも、光田らの見解が誤ったものだということを、国民に広く伝える努力を怠り続けた。日本の社会に古くから存在していたハンセン病に対する差別・偏見を近代医学の進歩によってもたらされた科学的知識によって解消するのではなく、医学的に誤ったハンセン病観を普及することによって拡大再生産するという取り返しのつかない誤りを、医学界は犯した。国際的な学問潮流に目を閉じ、耳を塞ぎ、暴走した。少数の権威者の独善と非科学的な論理が支配する世界から脱却しようとする動きが出てきたのは最近のことであった。

宗教界の責任も忘れることはできない。昭和元年に賀川豊彦を中心にキリスト教信者により設立された日本 MTL は、「無らい県運動」の宣伝も行った。昭和 6 年には、真宗大谷派が光明会を設立し、「無らい県運動」に参加した。宗教界が果たした役割は、戦前よりも戦後の方が大きかったといっても誤りではない。日本国憲法が政教分離を規定したことにより、ハンセン病政策に占める宗教界の役割は大きく変化した。国家の統制を離れた各宗派は、競って療養所に入り、園内に設けた教会等を拠点として、「慰問布教」「慰安教化」等の活動を展開した。人間の尊厳が踏みにじられていることに対する最後の防衛手段は、その事実を覆いを被せてしまうことであるが、そこに関わったのが、宗教の名において行われた「慰安教化」等であった。入所者らに対し、療養所での隔離生活を「運命」等として受け入れ、この世の救いではなく、あの世の救いを求めることを説いた。戦前の強制隔離政策において果たした宗教界の役割に対する無反省に由来するもので、宗教界が戦争責任の問題を回避したことと深く関わっていたといえよう。療養所は、宗教者にとって、「聖者の慈悲」を宣伝する格好の場となった。そして、この宗教者の「善意」は、入所者らが強制隔離政策の廃棄に向かって立ち上がることを結果的に妨げ、間接的にですが、「らい予防法」の制定および遅すぎた廃止を下支えすることとなった。

後に真宗大谷派の宗務総長になる僧侶は、光田と親しいこともあって、戦前戦後を通じ、長島愛生園への訪問を重ねているが、昭和 9 年 3 月に同園を訪問した際の入所者に対する講話は、次の一文で結ばれている。「皆さんが静かにここにおられることがそのまま沢山の人を助けることになり、国家のためになります。だから皆さんが病氣と戦ってそれを超越してゆかれることは、兵隊さんが戦場に働いてをるのと変わらぬ報国尽忠のつとめを果たすことになるのであります。」以上のような

一文であるが、このような考え方が戦後においても維持されたことは想像に難くないところである。国や社会に向かって差別・偏見の誤りを説くのではなく、入所者に向かって差別・偏見を受け入れることが説かれた。ここでも、「善意」が差別・偏見と結びつくことになった。詳しくは、本報告書・第十三の第2「宗教界」を参照。

ところで、今回のアイスター事件については、ハンセン病と回復者に対する差別の二重構造が明らかになったという指摘がある。ホテル側の表面的な差別の背後に、社会の広範で深刻な差別構造が存在している。菊池恵楓園自治会がホテル側の形式的な謝罪を拒否したところ、抗議の手紙やファックスが殺到した。こうした抗議の存在こそが正面から見据えるべき問題の本質だと考えられる。回復者たちが同情されるべき存在としてうつむいて控えめに暮らす限りにおいては、この社会は同情し、理解を示す。しかし、この人たちが強いられる忍従に対して立ち上がろうとすると、社会はそれに理解を示さない。それが差別・偏見であることに気づいていない。このような指摘である。差別意識のない差別・偏見といえようか。深層に入ったものだけに、根が深く、その是正は必ずしも容易ではないが、人の手で作ったものを人の手で壊すことができないはずはない。この差別意識のない差別・偏見も、自然発生的なものではなく、人為的に、それも「無らい県運動」等によって政策的に作られたものだからである。

それでは、熊本地裁判決が、今日にまで続くハンセン病患者に対する差別・偏見の原点があるといっても過言ではないと分析した「無らい県運動」の論理というのはどのようなものだったのだろうか。自らが考案した十坪住宅建設運動に寄付金が続々と寄せられていることを喜んだ光田は、ある一文で、「十坪住宅の寄付の如きも皇室御仁慈の御蔭により社会の人々がライに対する一層の同情と社会浄化とを並行したる最善事業と信じ来りたる結果である。」と述べている。この光田の言葉に「無らい県運動」の論理が凝縮されているといえよう。すなわち、「同情」と「社会浄化」(民族浄化)がそれである。この「同情」論は、「無らい県運動」等を通じて広く流布され、人々の心の中に大きな位置を占めることとなった。無数のプチ光田が生まれ、「同情」の対象に甘んじることがハンセン病患者に強いられた。これには、前述の僧侶の講話にもみられるように、宗教関係組織等が大きな役割を果たしたといえるが、「らい予防協会」を改組して昭和27年に設立された藤楓協会の役割も特筆されるものがある。たとえば、藤楓協会の初代会長になった下村は、『藤楓協会だより』のなかで、次のように述べている。「社会各方面の人たちに同情理解を求むべく、その一端として療養所への案内を続けて来たが、最近の患者たちの運動のために、それらの計画も足踏みをせざるを得なくなった・・・ライ患者への同情を増さぬばかりか、反感すら助長して来た。」下村にとって、人権回復を唱え、国の強制隔離政策に異を唱えることは、同情されるべきハンセン病患者の姿を逸脱するもの、非難されるべきものと写ったといえよう。詳しくは、本報告書・第六の第2「戦後の無癩県運動」を参照。

ハンセン病の報道にも、この「同情」論が色濃くみられる。戦後の新聞記事をめくると、ハンセ

ン病関係の記事は非常に少ないことが目に付く。いわゆる全国紙と呼ばれ、紙面の面積が比較的多い媒体でも、他の出来事を報じるという優先順位に押されて、ハンセン病に関する記事は報道の「隅っこ」に追いやられている。量的には、ハンセン病患者に対する救済の必要性を指摘する記事の方が多いが、それらはいずれも恩恵・慈善といった観点からのもので、全患者強制隔離政策を容認もしくは前提として書かれている。「らい予防法の改正・廃止」を促進する立場からの報道がなされるようになったのは1990年代以降である。憲法的見地、人権論的な見地は総じて弱い。病気に関する報道が、特定の病気に対する偏見や差別を生み出したり、助長したりするのは、過剰な報道が不安や恐怖心を増幅させるケース、報道すべきことを十分に報道せず社会に広く流布する誤解を訂正したり、課題の克服を促す契機を提供できずに終わるケースの2つが考えられる。ハンセン報道を現在の基準から見ると、後者の不作為の面でより多くの問題点を抱えていたといえよう。問題提起者としての新聞の機能は果たされていない。療養所に足を踏み入れ、入所者らから直接取材した記者はごく僅かである。「専門家」の持つ情報量と蓄積に対抗して、「素人」の記者らが批判キャンペーンをするためには、相当の準備が必要となるが、その体制が弱いために、これまでの通説や国の見解などをなぞる形となり、問題点を指摘する、踏み込んだ報道にならないという構造がある。マスメディアも、国民同様、「異常事態」の日常化の中に埋没していたといえよう。詳しくは、本報告書・第十四の第2「マスメディアの対応・責任」を参照。

人権論の見地から、この「同情」論を打ち破るのは、司法や法律家の責任だが、司法や法律家はこの責任を果たしてきたのであろうか。

「らい予防法」の廃止がここまで遅れたのは、法律家・団体が社会から付託された責任を果たさず、なすべき行動を怠ってきたのが原因の一つではないか。すなわち、全患協らによる「予防法闘争」を見殺しにし、「らい予防法」の制定を許したことが自体も問題であるが、そのときに憲法違反の疑いなど、同法の問題性を指摘し、表明できなかったことが、その後の同法廃止への取り組みの弱さにもつながり、法廃止がここまで遅れる一因になったのではないか。「公共の福祉」の要請があれば基本的な人権を一般的に制限しようとする通説は、判例と共に隔離法制を支えたのではないか。差別・偏見の放置についても同様ではないか。

このような批判に反駁しえるものを法律家は持ち合わせているのであろうか。法学会の場合、「らい予防法」が合憲との政府見解が疑われたことはなく、憲法違反という観点から、「らい予防法」の改正について理論的な検討が加えられたというようなこともまったくない。個々の研究者のレベルにおいても、それは同様であった。「らい予防法」見直し検討会における法学者の発言も、「同法の存在を知らなかった」といった内容のものであった。このような態度は、国賠訴訟でも維持され、ごく一部の研究者を除けば、裁判所が違憲判決を下すというようなことは考えられないという評論家的なものであった。法学会、法学者の責任という視点も極めて弱いといわざるをえない。ハンセン病の差別・偏見についても、それは同様で、法律家が差別・偏見の放置に大きく与っているというような問題意識は、一部の者を除いて、認められない。戦後法学の限界を示しているといっても過言ではない。

それでは、弁護士会はどうであろうか。たとえば、ハンセン病弁護団は、日弁連に対し、平成 11 年 11 月、要望書を提出している。日弁連が平成 8 年 2 月に出した意見書は「弁護士、弁護士会が関心を持って廃止を訴えることもなく、何らの有効な助言、対策、対応を打ち出しことができなかつたことを、われわれは真摯に受けとめ、今後の教訓とすべきである」と指摘し、「今後、本問題について継続的に調査を行う」としながら、その後この問題の活動は、九州弁護士会連合会のみにとどまりそのほかに目立った活動は見られなかった。この機会に弁護士会が行うべき救済活動を具体的に明示して、在野法曹の役割を果たすべきである。このような内容の要望書だが、この要望は生かされたのであろうか。ハンセン病の差別・偏見についてどうであろうか。「同情」論を打ち破る取り組みが、弁護士会、あるいは日弁連全体として、継続的、組織的に行われたのであろうか。一部の弁護士による献身的な取り組みには頭が下がるが、弁護士会全体となると、行政のそれよりも遅れていると言ったら言い過ぎであろうか。日常化された「異常事態」をどう解消していくのか。この面での弁護士会の問題発見能力や問題解決能力には、患者運動等から学ぶ姿勢の不足等も含めて、構造的な問題があるように見受けられる。「プロフェッションの責任」に対する自覚が欠如しているのではないか。このような非難を社会から浴びないような継続的、組織的な取り組みが喫緊の課題となっているといえよう。詳しくは、本報告書・第十二の第 1「法律家・団体の対応・責任」を参照。

司法の責任についても、一言しておきたい。藤本事件がそれである。菊池恵楓園の増床に伴い、同園への入所を執拗に勧められた藤本松夫氏は、昭和 27 年 6 月、密告者を殺そうとした等の疑いにより、熊本地裁の菊池恵楓園出張裁判で、懲役 10 年の実刑判決を受けた。松夫氏は、福岡高裁に控訴直後、菊池拘置所を脱走したが、脱走中に発生した同被害者が殺された事件等につき起訴され、昭和 28 年 8 月、同出張裁判で死刑判決を受けた。松夫氏からの控訴、上告はいずれも棄却され、昭和 29 年 12 月、死刑判決が確定した。この藤本事件は、戦後の「無らい県運動」等を背景として起こったもので、「公正裁判要請運動」は、療養所の外にも広がり、発展していった。ハンセン病患者に対する偏見差別と国の間違ったハンセン病政策とが藤本事件の本質だというのが、人々の見方であった。裁判所において裁判を受ける権利や、すべての証人に対して審問する機会を充分に与えられる権利など、憲法的な要求を満たした刑事裁判であったとは到底いえない。証拠不十分という致命的な誤りもあった。弁護にも、弁護不在に近いという問題があった。にもかかわらず、3 回目の再審請求が棄却された翌日の昭和 37 年 9 月 14 日、福岡拘置所において死刑が執行された。これを許した法曹三者および刑事訴訟法学者等の責任は大きなものがある。ある著名な刑訴法学の権威者は、最高裁判所は、必要と認めるときは、他の場所で法廷を開き、またはその指定する他の場所で、下級裁判所に法廷を開かせることができるという解説中において、例外的に裁判所外で法廷を開く場合として、「らい患者のために、療養所で開くような場合」を挙げている。藤本事件にもみられる不当な手続きを支えたこの見解は「らい予防法」からも明らかに逸脱しているが、法曹三者および刑事法学も「無らい県運動」等で作出、助長、維持されたハンセン病に対する差別・偏見に侵されていたことを、端的に示しているといえよう。詳しくは、本報告書・第四の第 3「藤本事件の真相」を参照。

以上に述べたようなことから見て、ハンセン病についての差別・偏見の特性を次のようにまとめることが許されようか。国策によって作出、助長、維持された差別・偏見だということが第1である。第2は、この「国策としての差別・偏見」の作出、助長、維持に、医療者、宗教者、法律家、マスメディア、その他、各界の専門家が作為または不作為という形で大きく関わっているということである。第3は、これらの専門家の中でも、わが国のハンセン病医学、医療の中心に位置した専門医と、この専門医の誤った医学的知見が果たした役割は大きいということである。第4は、この「国策としての差別・偏見」が長年にわたって維持され、いわば日常化された結果、差別・偏見という「異常事態」に対して市民の側に感覚麻痺が見られるということである。第5は、このように「異常事態」が日常化しているということ自体が、差別・偏見の正当化理由として悪用される可能性があるということである。第6は、この「国策としての差別・偏見」は、「同情」論と表裏一体のものとして作出、助長、維持された結果、無数の「差別意識のない差別・偏見」、「加害者意識のない差別・偏見」が生み出されているということである。第7は、この「差別感のない差別・偏見」、「加害者意識のない差別・偏見」は普段は「寝た子」状態が多く、入所者の方々が差別・偏見に甘んじる限りは「同情」の中に隠されているが、入所者らが権利主体として立ち上がるうとすると、この「差別感のない差別・偏見」、「加害者意識のない差別・偏見」に火がつき、燃え上がるということである。

アイスター事件で明らかとなったものは、まさにこの点ではなかったのであろうか。それでは、このような差別・偏見にどのように対処していくべきであらうか。差別・偏見をどのようにして根絶していくべきであらうか。上記のような特性に則した総合的で科学的な、そして何よりも差別される側の立場に立った対策を組織的、継続的に行っていくことが必要ではないか。

第6 検証会議からの意見照会に対する回答

一 法務省人権擁護局長の回答（平成16年11月9日）

平成15年11月、熊本県内の温泉ホテルにおいて、ハンセン病元患者等に対する宿泊拒否事案が発生し、また、この事件を契機として、ハンセン病元患者等に対して電話等により、多くの非難・誹謗中傷がなされました。これは、我が国において、ハンセン病に関する正しい知識と理解が、いまだ、十分でないことに起因するものと考えています。

法務省の人権擁護機関においては、これまでもハンセン病患者・元患者等に対する偏見や差別を除去するため、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を積極的に推進してきたところですが、上記事件等を踏まえ、今後、更に国民がハンセン病に関して理解を深め、ハンセン病患者・元患者等に対する偏見・差別等をなくすための啓発活動を一層強化していきたいと考えています。

二 熊本県知事の回答（平成 16 年 11 月 11 日）

本県には、近代初期の日本のハンセン病医療を担った、イギリス人女性宣教師ハンナ・リデルが回春病院を開設し、病院のなかのハンセン病病原研究所だった建物が、現在「リデル、ライト両女氏記念館」として存在し、また、フランス人司祭ジャン・マリー・コール師による待労院が創設され、現在、待労院診療所として存在します。さらには、全国最大規模のハンセン病療養所である「国立療養所菊池恵楓園」があることやハンセン病の歴史を大きく変えることとなった判決が平成 13 年 5 月に熊本で出されたことなど、本県とハンセン病の関わりは非常に深いものがあります。

そのため、本県といたしましても、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を強く望んでいるところです。平成 13 年 8 月に「菊池恵楓園等入所者意向調査」を実施し、その結果、県に対する希望のなかで、県民への普及及啓発活動の充実ということが最も多く、これを踏まえ、新たに啓発映画の映写会や資料展の開催を行い、啓発パンフレットの増刷など、正しい知識の普及及啓発の拡充を図り、ハンセン病に対する偏見や差別の解消に向け、積極的に取り組んでいます。

平成 15 年 11 月、国立療養所菊池恵楓園に入所の方々に対する宿泊拒否事件が起きたことは大変遺憾なことであり、宿泊を拒否した当該ホテルに対し、旅館業法に基づく 3 日の営業停止という行政処分を課しました。

今回の宿泊拒否事件の背景は、国の隔離政策により、長い間閉鎖されていたことによる、恐怖、絶望的な思いという入所者の方々の固定観念の払拭が極めて困難であり、一方、医学的に正しい理解を求める啓発の難しさもあり、国民や県民のハンセン病に対する正しい理解がまだまだ十分に浸透していなかったことの表れでもあります。県としても、この点を率直に反省し、このような人権侵害が二度と起こらないように、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のため、国や市町村などの関係機関とも連携し、啓発活動を今後とも繰り返し繰り返し、より一層進めていくこととしています。

宿泊拒否事件からはじまり菊池恵楓園入所者自治会などに寄せられた手紙などを通じて感じたことは、人権意識の啓発は、広汎に繰り返し継続することが必要であること、人権問題は他人事や責任転嫁するのではなく自分自身の問題として捉えるという自覚が必要であること、一度形成された偏見は単に正しい知識を与えるだけでは払拭できない場合があり、人間的交流、共感を持つことが必要であること、世代間偏見の連鎖を断ち切るためには若い世代に重点的に啓発を行う必要があること、ということです。

これらのことを踏まえ、具体的な啓発活動としては、対象を絞り込み、サービス業に重点を置いた、講演会・ハンセン病関係資料展・啓発映画の上映会の開催、啓発テレビ番組の制作・放映及啓発パンフレットを作成し県下全高校生への配布など、引き続きハンセン病に対する正しい知識の普及及啓発に努めるとともに、今年度新規事業として、人権侵害を受けた方々の苦しみや悲しみに共感する機会を県民の皆さんに提供する菊池恵楓園入所者の方々と県民の皆さんが直接交流する事業「菊池恵楓園で学ぶ旅」に取り組んでいます。

また、人権侵害により被害を受けた方々に対する、実効的な人権救済制度の一刻も早い法整備が必要であることを強く認識したところです。

第7 再発防止

一 より一層の啓発活動を

法務省人権擁護局調査救済課補佐官および同人権啓発課補佐官連名の「ハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件の発生について」(平成15年11月19日)と題された法務局人権擁護各課長および地方法務局人権擁護課長宛の事務連絡文書によれば、「今後とも、ハンセン病患者等に関する人権擁護活動の強化に努められるよう、あらためてお願いします。」「ハンセン病患者等に関する人権相談及び人権侵犯事件のすべてについて、調査救済課への報告をお願いしているところですが、引き続き、この点についての報告をお願いするとともに、当分の間、新聞報道等を含め、ハンセン病患者等に係る情報を認知した場合においても、速やかに調査救済課まで報告願います。」などと要望している。同様に、厚生労働省健康局疾病対策課長および同生活衛生課長連名の「ハンセン病に関する正しい知識の普及について」(平成15年11月19日)と題された各都道府県衛生主幹部(局長外宛)の事務連絡によれば、「市町村、関係機関、関係団体等に幅広くハンセン病に関する正しい知識の普及と啓発を図り、このような事案が発生しないよう、一層の御尽力をお願いいたします。」と要望している。

しかし、熊本地方法務局長と熊本県人権擁護委員連合会は、平成15年12月4日、連名で、これまでの啓発活動の不十分さを反省し、一層の強化を図ると表明している。また、統一交渉団の厚生労働大臣宛の『報告書』(平成16年1月28日)によれば、次のように記載されている。

入所者等に対する差別・偏見に基づく誹謗中傷を大まかに分類すると、ハンセン病という病気自体についての誤解、無理解によるもの、宿泊拒否を受けたのが、元患者であって、現在は保菌者ではないという点についての無理解であるもの、国の誤った強制隔離政策と、ハンセン病患者・元患者らの辿った苦渋の歴史に対する無理解に基づくもの、ハンセン病に限らず、障害者一般に対する根拠のない差別・偏見に基づくもの、謝罪を受け入れないことに問題があるかのような報道がなされたことによって、引き起こされた反発、単純な誹謗中傷、に分かれること。上記のうち、ないしについては、まさに国による無らい県運動に象徴される不当な強制隔離政策によって、根強く植え付けられたものと評すべきであること。このような心ない誹謗中傷の手紙などは、すべて匿名で届けられていること。そして今なお続いていること。このような事態に鑑みて、早急により一層の啓発活動に取り組むべきであると考え。

これまで以上の啓発活動に取り組む必要があることは、このような記載からも明らかであろう。その際、注目されるのは、熊本県の活動で、平成16年度ハンセン病関連事業として、県民を対象と

した療養所療養所訪問事業を開始したこと、また、小中学校教教師にハンセン病資料集を配布したことである。「百聞は一見にしかず」で、療養所訪問を通じて各地で交流の輪が広がりつつある。他方、初等中等教育等の場における優れた実践教育が各地で実り多い成果を上げていることが報告されているからである。たとえば、小泉首相の「返事」を引き出した、平成 15 年 12 月 24 日の読売新聞社西部本社主催のシンポジウムで報告された、大分県田染中学校の教育実践などがそれである。第 24 回全国中学生人権コンテスト佐賀県大会で最優秀賞を受賞した佐賀市致遠館中学校 2 年生真島彩香さんの「黒川温泉宿泊拒否事件から学んだこと」と題された作文も、上記の教育実践の重要性を雄弁に物語っているといえよう。同作文によれば、次のように記述されているからである。

「・・・私はこれほどまでに人を差別した文章を読んだのは初めてでした。匿名で投げつけられた激しい敵意と反感、憎悪や嫌悪はどこから出てくるのでしょうか。ハンセン病に対する社会の偏見の大きさを思い知らされ、がく然となりました。この偏見をなくすためになにかしなければなりません。この時私は、これからの社会の課題がはっきり見えたような気がしました。

私は、差別をなくすためにはまず、ハンセン病についての正しい知識と理解が必要だと思います。ハンセン病をはじめ、社会の偏見と差別には『無知』であることが原因しているようにも思うからです。自分自身を大切に思うように他の人の事もよく理解し、認められれば、心豊かになれると思います。また一人一人の違いを認め、支え合っていけたら差別はなくなると思います。

私にできることは何でしょう。まずは、本をたくさん読み、色々な問題について正しい理解と認識を身に付けることが大切ではないでしょうか。・・・」

しかし、成人に対するハンセン病等についての専門家による正しい医学教育という観点から見た場合、初等中等教育の場だけでは不十分であろう。専門家によるものとは必ずしもいえないという意味において、療養所訪問を通じた理解の促進ということにも自ずから限界が存する。この点で注目されるのは、保健所等による正しいハンセン病理解（詳しくは、本報告書「第十 医学・医療の歴史と実態」参照）の普及、啓発活動への取り組みである。かつて保健所が無らい運動の最前線を担い、ハンセン病に対する差別・偏見を人々に植え付ける上で大きな役割を果たしたことからみて、このような啓発を保健所が担うことは当然の責務ともいえるが、現状はまだ不十分といわざるを得ない。国、自治体の取り組みが強化されることを強く要望しておきたい。

なお、前述したように、本検証会議からの意見照会に対する「熊本県知事の回答」(平成 16 年 11 月 11 日)によれば、「人権意識の啓発は、広汎に繰り返し継続することが必要であること、人権問題は他人事や責任転嫁するのではなく自分自身の問題として捉えるという自覚が必要であること、一度形成された偏見は単に正しい知識を与えるだけでは払拭できない場合があり、人間的交流、共感を持つことが必要であること、世代間偏見の連鎖を断ち切るためには若い人世代に重点的に啓発を行う必要があること」が指摘されている。「一層の啓発活動に取り組む」に当たっての不可欠の留意点といえよう。

二 人権救済制度の必要性

人権侵害により被害を受けた方に対する実効的な人権救済制度を一刻も早く法整備することの必要性については、平成 16 年 2 月 25 日開催の熊本県本会議における平野みどり議員の「今回の宿泊拒否事件を踏まえて、熊本県として人権課題に対する認識並びに一層の人権啓発への取り組む決意について、知事の御見解をお聞かせください。」との一般質問に対する潮谷知事の回答が何よりも雄弁に語っているところといえよう。次のような答弁である。そこで、これを引用することによって、上記の必要性の説明に換えることしたい。

「現在策定を進めております人権教育・啓発活動計画におきましても、県民一人一人が、それぞれの人権問題において正しい知識を身につけますとともに、みずからの問題としてとらえ、具体的な行動につなげていくことを基本に据え、今後、人権擁護委員など関係者あるいは関係機関を初め、教育機関、企業等の一層の連携を図り、人権啓発に粘り強く、継続した取り組みを行ってまいりたいと考えています。

また、今回のことを通しながら感じましたことは、啓発の大事さ、これはもうもちろんのことですけれども、人権侵害により被害を受けた方々に対する実効的な人権救済制度の一刻も早い法整備が望ましいと考えたところです。」

なお、平成 16 年 2 月 26 日の西日本新聞は、「人権救済へ法整備を 県議会で知事 国に対応要望へ」との見出しで、同「答弁」について、次のように報じている。

「・・・知事は、・・・人権侵害事件被害者を救済するために早期の法整備が必要との考えを示した。・・・県人権同和対策課によると、人権侵害事件では、法務省が内規『人権侵害事件調査処理規定』に基づいて、加害者に対する勧告や告発を行っている。しかし調査は任意で強制力がなく、罰則規定もない。県は、規定を法律に格上げすることで、人権侵害への罪の意識を浸透させる 訴訟支援などによる被害者の迅速な救済 などが可能になるとしている。」

重大な人権侵害事件という観点から、今回の宿泊拒否問題について一貫して毅然とした態度を貫いた、そして、ハンセン病に関する差別・偏見の解消に向けてもっとも積極的に取り組んできた熊本県が、実効的な人権救済制度を一刻も早く法整備することの必要性を訴えていることの重みを国は誠実に受け止めなければならない。廃案となった「人権擁護法案」については異論も少なくないが、あるべき人権救済制度のための法整備に向けて必要な合意形成が早急に図られなければならない。

第十八 アイスターホテル宿泊拒否事件